

宍粟市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月12日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市規則第42号

宍粟市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

宍粟市福祉事務所長に対する事務委任規則（平成17年宍粟市規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項及び第55条の4第2項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第32条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第9項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第10条第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第38条第2項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を、宍粟市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(生活保護法関係)</p> <p>第2条 生活保護法（以下この条において「法」という。）による事務のうち、福祉事務所長に委任する事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>[(1)～(6) 略]</p> <p>[追加]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項及び第55条の4第2項（同法第55条の5第2項において準用する場合を含む。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第32条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第9項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第10条第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第38条第2項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を、宍粟市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(生活保護法関係)</p> <p>第2条 生活保護法（以下この条において「法」という。）による事務のうち、福祉事務所長に委任する事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>[(1)～(6) 略]</p> <p>(7) 法第29条の規定による書類の閲覧、資料の提供及び報告の請求に関する</p>

改正前	改正後
<p>(7) [略]</p> <p>(8) 法第48条第4項の規定による<u>届出</u>の受理に関する<u>こと</u>。</p> <p>(9) 法第55条の4の規定による就労自立給付金の支給に関する<u>こと</u>。</p> <p>[追加]</p> <p>(10) 法第55条の5の規定による被保護者若しくは被保護者であった者又はこれらの者の雇主その他の関係人に対する報告の要求に関する<u>こと</u>。</p> <p>(11) 法第55条の6の規定による被保護者就労支援事業の実施に関する<u>こと</u>。</p> <p>[追加]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(児童福祉法関係)</p> <p>第3条 児童福祉法（以下この条において「法」という。）による事務のうち、福祉事務所長に委任する事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 法第10条第1項の規定による児童及び妊産婦の福祉の実施に関する<u>こと</u>。</p>	<p><u>ること</u>。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) 法第48条第4項の規定による<u>保護施設の長からの届出</u>の受理に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10) 法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関する<u>こと</u>。</p> <p>(11) 法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給に関する<u>こと</u>。</p> <p>(12) 法第55条の6の規定による被保護者若しくは被保護者であった者又はこれらの者の雇主その他の関係人に対する報告の要求に関する<u>こと</u>。</p> <p>(13) 法第55条の7第1項及び第2項の規定による被保護者就労支援事業の実施に関する<u>こと</u>。</p> <p>(14) 法第61条の規定による被保護者の異動に係る届出の受理に関する<u>こと</u>。</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(児童福祉法関係)</p> <p>第3条 児童福祉法（以下この条において「法」という。）による事務のうち、福祉事務所長に委任する事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>[削除]</p>

改正前	改正後
<p>(2) [略] (3) [略] [追加] [(4)～(11) 略] (12) <u>法第21条の9の規定による地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の実施に関すること。</u> [(13)～(16) 略] [追加] (17) [略] （老人福祉法関係） 第7条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この条において「法」という。）による事務のうち、福祉事務所長に委任する事務は、次に掲げるものとする。 [(1)・(2) 略] [追加] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略]</p>	<p>(1) [略] (2) [略] (3) <u>法第21条の5の5第2項の規定による通所給付決定に関すること。</u> [(4)～(11) 略] (12) <u>法第21条の6の規定による障害福祉サービスの提供又はその委託に関すること。</u> [(13)～(16) 略] (17) <u>法第31条第1項の規定による母子生活支援施設における保護期間の延長に関すること。</u> (18) [略] （老人福祉法関係） 第7条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この条において「法」という。）による事務のうち、福祉事務所長に委任する事務は、次に掲げるものとする。 [(1)・(2) 略] (3) <u>法第12条の規定による措置の解除に係る説明等に関すること。</u> (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略]</p>
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。